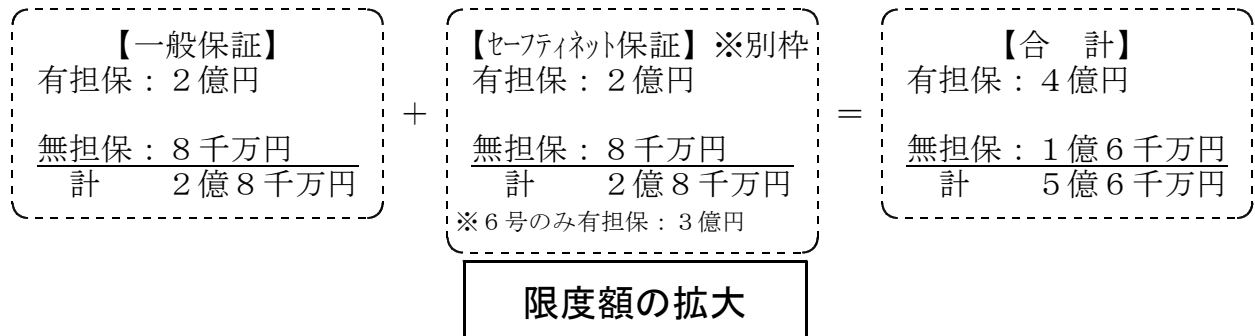


セーフティネット保証制度の概要

- セーフティネット保証とは、取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業に、信用保証の限度額の別枠化等を行う制度。
- 県中小企業融資制度では、「セーフティネット対応資金」で対応。
また、認定対象とならない融資対象者は、「緊急経営対策資金」で対応。



《中小企業信用保険法第2条第5項》

	対 象 事 由	保証割合
1号	大型倒産等（連鎖倒産防止）	100%
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	100%
3号	突発的災害等（事故等）	100%
4号	突発的災害等（自然災害等）	100%
5号	全国的な業況の悪化している業種 ※	80%
6号	取引金融機関の破綻	100%
7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	80%
8号	金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	80%

→ 1号指定により、100%保証となるため、金融機関が融資をしやすくなります。

【融資条件等】

	セーフティネット保証制度 (信用保証協会制度)	セーフティネット対応資金 (県中小企業融資制度)
融 資 限 度 額	運転・設備資金 2億8千万円 ※一般保証限度額と同額を別枠で保証	運転・設備資金 5,000万円
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (1年以内)	運転資金7年以内 (2年以内) 設備資金10年以内 (3年以内)
保証料率	1号～4号・6号 年0.87% 5号・7号・8号 年0.80%	1号～4号・6号 年0.65% 5号・7号・8号 年0.62%
融資利率	金融機関所定の利率	1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%

→ 一般保証（信用保証協会制度）の信用保証料率（1.15%）よりも有利になります。